

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告の手引き
(令和 5 年度 東京都 PCR 等検査無料化事業)

令和 6 年 4 月

東京都保健医療局感染症対策部

検査事業調整担当

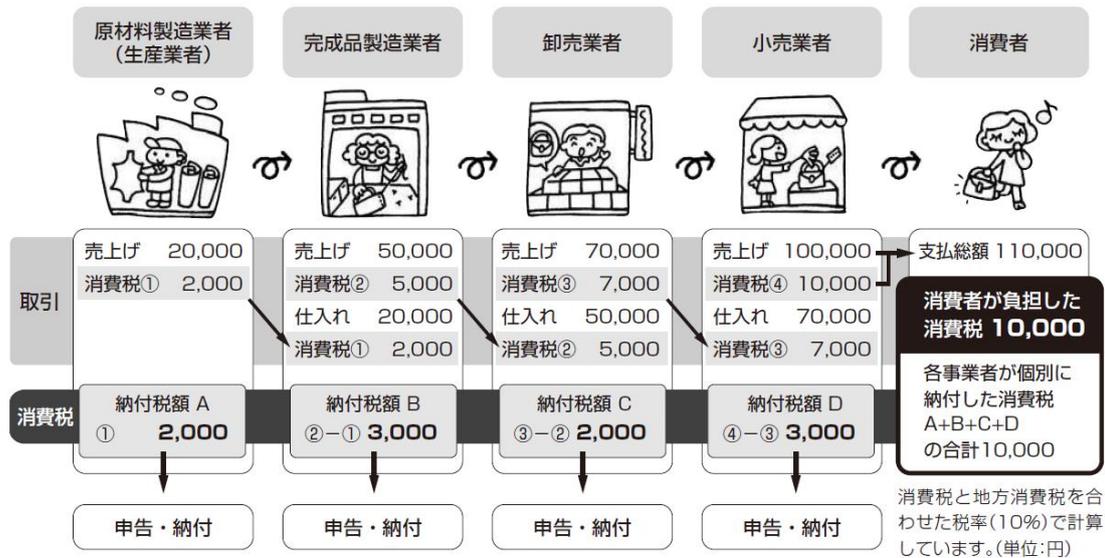
- この手引きは、令和 5 年度に「東京都 PCR 等検査無料化事業」にて補助金交付を受けた事業者が、消費税の仕入控除税額の報告を行うためのものです。
- 消費税や仕入控除税額等について
 - ・ 詳しい内容については、国税庁の HP (<https://www.nta.go.jp/>) をご確認ください。
 - ・ ご相談は、国税庁(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm#a02>)をご確認ください。
 - ・ 申告や納税について不明点がありましたら、上記 HP に掲載されている「税についての相談窓口」(国税局電話相談センター等)までお問い合わせください。

1 消費税の仕組み

消費税は、商品・製品の販売やサービス提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、最終的には消費者が負担しますが、納税義務者である事業者が納付します。

生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています（仕入税額控除制度）。

(1) 消費税の負担と納付の流れ

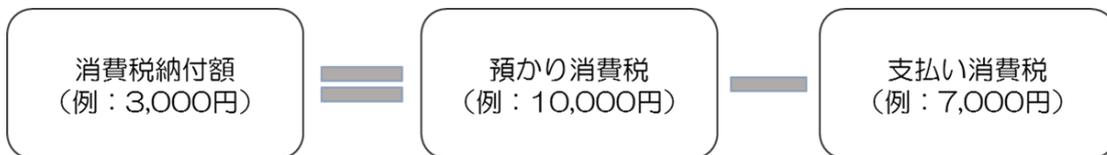


出典：令和 5 年 6 月「消費税のあらまし」(国税庁)

(2) 仕入税額控除制度

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を確定申告により控除できる制度です。

例えば、上図における「小売業者」の場合、預かり消費税（売上に含まれる消費税）の 10,000 円から、支払い消費税（仕入に含まれる消費税）の 7,000 円を控除した 3,000 円が、消費税の納付額となります。



2 補助事業完了後の補助金（仕入控除税額）について

本補助金は消費税額を含めて交付されており、補助金によって賄われる仕入に係る消費税額を含めて仕入税額控除を行ったままの状態では、その部分について補助金が重複して交付された状態となるため、ご返還いただく必要があります。

3 仕入控除税額の報告について

(1) 報告の対象事業者

令和5年度に本補助金の交付を受けた全ての事業者が対象となります。

※仕入税額控除がない場合も、都への報告が必要です

(2) 提出書類 (様式は [HP](#) からダウンロードしてください)

① 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (別紙1)

② 仕入控除税額に関する計算シート (別紙2)

③ 上記の①②の記入内容が確認できる添付資料

※記入内容に応じて資料が変わりますので、下記のフロー図をご確認ください。

※ご提出いただいた資料は返還致しませんのでご了承ください

(ご案内) ご提出いただく添付資料のフロー図

※報告書の内容次第で、別途資料をお願いする場合もございますのでご了承ください。

i. 事業者登録時点から、計算シート (別紙2) 【基本情報】を変更した場合の添付資料

添付書類

「主たる事業所の所在地」「事業者名 (法人名等)」「代表者職・氏名」に変更があった場合、その変更事実が分かる資料 (異動届、登記簿謄本など)

ii. 計算シート (別紙2) で選択された課税方式 (①~⑥ウ) に応じて必要な添付資料

① 消費税の申告義務がない
(基準期間における課税売上高が1000万以下等)

いいえ

添付書類

・ 原則不要です

はい

② 消費税の確定申告義務が無い (新規設立・開業)

いいえ

添付書類

- 新規設立・開業時の登記簿謄本や設立 (開業) 届出書などの写し
- 法人の場合は資本金・出資金が記された資料の写し

はい

③ 簡易課税方式により申告している。

はい

いいえ

添付書類

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-(3)号様式）の写し

④ 公益法人等で特定収入割合が5%を超えている。

（医療法人社団及び医療法人財団を除きます。詳しくは消費税法別表第三をご確認ください。）

はい

いいえ

添付書類

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-(1)号様式）の写し
- 特定収入割合の計算表（計算書1～3）の写し

⑤ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上に要するもの」として申告している。

はい

いいえ

添付書類

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-(1)号様式）の写し
- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）の写し
- 勘定科目別区分表など（全ての補助金対象経費が「非課税売上対応課税仕入（非対仕入）」の科目に含まれているかご明示ください）

⑥ 上記の項目（①～⑤）に該当がない、⑥ア～ウの場合

添付書類

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-(1)号様式）の写し
- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）の写し

【留意事項】

ご提出いただく確定申告書には、収受印が押されている必要があります。電子申告の場合は、受信通知の写しをご提出ください。

(3) 提出方法

提出書類が完成しましたら下記の宛先まで電子メールにて送付してください。送付いただいた書類の記入内容及び添付書類の確認が終わりましたら、別紙1の報告書原本の郵送を依頼いたします。

【電子メール】

宛先：東京都保健医療局感染症対策部
検査事業調整担当 宛

Mail：tocho-muryokensa@section.metro.tokyo.jp

件名：[〇〇〇]R 5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について
※[〇〇〇]に貴社名を記入して送信してください。

【郵送先（報告書の原本のみ）】

宛先：東京都保健医療局感染症対策部
検査事業調整担当 宛

住所：〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 29階

(4) 提出期限

電子メール：令和6年6月28日（金曜日）

4 補助金の返還について

返還対象となる事業者は、上記3（2）⑥に該当した、仕入税額控除を受けている事業者となります。上記3の報告書のご提出後、返還の通知書及び納入通知書を送付しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

○問い合わせ先

東京都保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第二課
検査事業調整担当
西山・植江田

（直通）03-5320-7044（平日午前9時から午後5時30分まで）